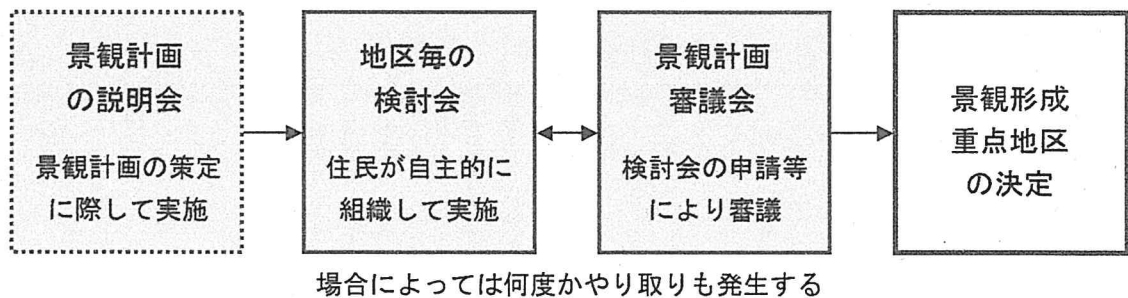


# 第3章 景観形成重点地区の設定

## 1. 重点地区設定の考え方

- ・景観計画においては、景観計画区域の設定の他に、“景観形成重点地区”等を設定するなどして、重点的に景観形成に取り組むことも可能です。
- ・ただし、行為の制限が伴うため、被制限者＝地域住民の合意がなければ設定したとしても、無意味なものとなってしまいます。
- ・従って、今後“景観形成重点地区”を設定する場合は、以下のような手順を踏んで設定するものとします。



## 2. 重点地区における取り組み

- ・重点地区においては、①範囲、②景観形成基準、③届出対象行為、④行為の制限を具体的に定めるものとします。
- ・景観計画・景観条例で設定する基準よりも厳しく、明確な数値で設定することが可能です。

## 3. 重点地区の候補地

- ・住民の合意のもとで“重点地区”を設定して、取り組みを進めていくことが望ましい姿です。現状の本市の景観の状況を見ると、何もしなければ質の低下が否めない場所もあり、文化的景観の候補地等も参考にしながら、重点的な取り組みを行うことが望ましい場所を“候補地”としてあげておくこととします。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ●ぶどうの丘周辺      | ●鳥居平周辺とぶどう畑  |
| ●恵林寺周辺        | ●上条集落        |
| ●宮光園周辺        | ●大善寺・柏尾古戦場周辺 |
| ●大藤・神金のもも畑    | ●立正寺・等々力周辺   |
| ●塩山温泉・塩山シネマ周辺 | ●景德院周辺       |
| ●勝沼宿          | ●京戸川扇状地東     |
| ●駒飼宿          |              |

重点地区の候補地位置図

